

令和3年7月2日

第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の  
持ち回り審議実施に係る審議内容及び決定事項について

令和3年2月に持ち回り審議（書面による審議）にて実施した標記委員会について、審議内容及び決定事項に係る資料は次のとおりである。

**【審議内容及び決定事項に係る資料】**

- (別紙1) 第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の審議事項及び報告事項に対する委員の意見とそれに対する委員長コメント
- (別紙2) 第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会持ち回り審議決定事項
- (別紙3) 第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（持ち回り審議）意見照会に基づく資料の修正箇所の一覧
- (別紙4) 第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会持ち回り審議 審議事項の概要

第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の審議事項及び報告事項に対する  
委員の意見とそれに対する委員長のコメント

2021/2/25

以下に各委員から頂いたご意見・コメントを示し、それに対する委員長の見解・コメントを記載します。

No.	委員の意見・コメント(2/12㍻切)	委員長の見解・コメント(2/17):	再度の意見照会/関係者の意見(2/22㍻切)・委員長コメント(2/25)	今後の対応 (委員長)
	豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係るウェブ会議のガイドラインの策定(審議)			
		【ウェブ会議での具体的対応】の審議依頼 河原委員のご指摘もあり、本ガイドラインの添付資料として「ウェブ会議での具体的対応」をまとめました。今回、新規に添付します。この資料についてもご意見・コメントを頂きたく、お願いいたします。		
1	【委員】 提案には特に異論はありません。自明のこととして省かれているのかもしれませんが、会議の録音・録画についての記述が見当たりません。なんらかの形で明文化しておいた方が良いと思います。	ご指摘に従い、ガイドラインに会議の映像・音声の記録について追記しました。		
2	【委員】 今年になってからのweb会議の経験ですが、会議が始まって、音声と映像を送受信すると接続が不安定になって接続がすぐに切れるが、音声だけだと比較的安定的に接続が継続されることを経験しました。この状況は、会議前にはわかりませんが、会議が開始されるとすぐにわかります。再接続操作をしている時間帯には会場の情報が一切入ってこないで、会議の情報が間欠的になり議論が理解できませんでした。そこで、ガイドラインの3における映像が切れる場合の事例の一つとして、音声と映像を送受信すると不安定になって接続がすぐに切れるような状況になれば、接続を継続するためにやむを得ず映像を切って音声だけで参加することも許可していただきたいと思います。	ご指摘ありがとうございます。ウェブ会議の運営・運用に関する事項を本ガイドラインの添付資料「ウェブ会議での具体的対応」としてまとめ、このなかでご指摘の事項を記述いたします。		
3	【委員】 実際に運営していく中で不都合が生じた場合は、随時ガイドラインの改定を行う必要があると思いますが、この点は特段ガイドライン上に記載しておく必要はないと思います。	ご指摘ありがとうございます。これまでと同様、変更の必要が生じた場合には、ガイドラインの改訂を踏るよう対処します。		
4			【委員】 学会などは現在zoomで会議をすることが多く、月に2、3回は東京の本部と行っています。私の経験では、パワーポイントを共有し、担当者が説明します。その後意見をもらいながら議事を進めております。同じような進め方なのでしょうか。Zoomだとどうも説明の方法を考えないと意思の疎通が図れないことがありますので、工夫が必要があると思います。 【委員長】 基本的にはこれまでの対面での会合と同じです。事前に紙ベースでの議事資料もお手元に届くようにいたします。また、事前の打合せも実施いたします。ご案内したように先般、地下水検討会で本システムを試行していただき、小生も視聴者として傍聴いたしました。特段問題はなかったと推察いたしました。	
5			【豊島住民会議】 豊島の通信環境が脆弱なため、及び新型コロナウイルス感染に注意すれば香川県内であれば移動は可能なため、ホスト(香川県事務局)と同じ場所での参加を希望する。 【委員長】 豊島は、住民の高齢化が進展し、また医療環境も脆弱であって、新型コロナウイルスの拡散拡大防止には特段の配慮が必要である。こうしたことから、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」(令和2年7月15日作成・令和3年2月4日改定)でも、県職員をはじめ、委託事業者、工事関係者並びに運送事業者にも極力、豊島への渡航を避け、訪問した際には住民との接触を回避するよう、規定を設け、最大限の対応で臨んでいる。こうした点は豊島住民会議からの要請も反映させたものである。 上記の住民会議の要望は、こうした対応と矛盾するものである。仮に確率は低いとはいえ、住民会議の要望とおりの対応により島内での新型コロナ感染拡大が生じた場合には、取り返しがつかない。再考すべきと考える。 先般の地下水検討会でのウェブ会議の試行を見た限りでは、特段、通信環境に問題があるとは認識しておらず、また今般の「ウェブ会議での具体的対応」では、補完的な対処法も考慮している。	
			【豊島住民会議】 また、関係者のうち正式な送受信先以外で傍聴した場合の発言について、委員長の許可があれば発言できるとされているが、どのように発言したい旨の連絡をするのか具体的な方法を示してほしい。 【委員長】 「ウェブ会議での具体的対応」の1の③(修正版では④)に挙手機能を活用することが記載してある。その必要が生じた場合には、委員・関係者・事務局3者での事前打合せの際に詳細を説明する。	
6			【委員】 ◎ウェブ会議のガイドライン → 特段意見なし、これで結構です。 ◎ウェブ会議での具体的対応 について 以下の2件のみ意見として提出します。その外はこれで良いと思います。 【1件目】 1. ③ の項 書出し文「正式な送受信箇所以外から発信する…」とあるが、この”正式な送受信箇所”が何処を指しているのか、不明確です。上記1. ②の4ヶ所を言うのか。そうであれば、上記1. ②と繋げる言葉が必要であるのでは… 【委員長】 ご指摘のとおりで、説明不足でした。修正を加えました。 【2件目】 3. ③②の項文末「…には、上記2)と同様な対応を行う。」とあるが、3)の項では上記の2)の③、④が該当するのではないですか…したがって、「…には、上記2)③、④と同様な対応を行う。」とする方が良いのでは… 【委員長】 ご指摘のとおりです。修正を加えました。	

令和 3/2/25

## 第 10 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会 持ち回り審議

(R3.2.5 資料送付・2.25 決定事項の報告)

### 決 定 事 項

#### 1. 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会におけるウェブ会議のガイドライン の策定（審議）

表記ガイドラインについては、2月17日改訂版の通り了承した。また、追加審議の上記ガイドライン添付資料「ウェブ会議での具体的対応」は2月25日修正版の通り了承した。

## 第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会 持ち回り審議(R3.2.5資料送付・2.25決定事項の報告)

## 意見照会に基づく資料の修正箇所の一覧

## 1. 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係るウェブ審議のガイドラインの策定(審議)

資料/ページ/箇所	2月5日送付版	2月17日改訂版	2月25日改訂版
【資料名】 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係るウェブ会議のガイドライン(案) 【箇所】 項目5	5. 会議の公開 会議は原則公開とし、事務局の傍聴受付に対し予め申し込みを行った傍聴者(報道機関含む)については、ウェブ会議システムにより会議を傍聴できるものとする。	5. 会議の公開と記録 会議は原則公開とし、事務局の傍聴受付に対し予め申し込みを行った傍聴者(報道機関含む)については、ウェブ会議システムにより会議を傍聴できるものとする。 会議の映像と音声は記録し、議事録が承認されるまでは保存する。	(修正なし)
資料/ページ/箇所		2月17日送付版	2月25日修正版
【資料名】 ウェブ会議での具体的対応 【ページ/箇所】 1ページ/項目1		③ 正式な送受信箇所以外から発言する関係者は、視聴者として参加し、発言を求める際は挙手機能を活用する。発言が許された間ではパネリストの扱いとなる。 ④ 議事資料の一部の説明を担当する外部者(業務受託事業者等)も同様の扱いとする。	③ 正規の送受信箇所は上記のパネリスト、ホスト及びサブホストとする。 ④ 正規の送受信箇所(上述したパネリストとなる関係者の3箇所)以外から発言する関係者は、視聴者として参加し、発言を求める際は挙手機能を活用する。発言が許された間ではパネリストの扱いとなる。 ⑤ 議事資料の一部の説明を担当する外部者(業務受託事業者等)も同様の扱いとする。 ⑥ 視聴者には、ホストのPCの画面と音声を公開する。
【資料名】 ウェブ会議での具体的対応 【ページ/箇所】 2ページ/項目2.3)		② この際、関係者の音声・映像の送受信の状況をチェックし、音声受信が不安定な場合には、上記2)と同様な対応を行う。	② この際、関係者の音声・映像の送受信の状況をチェックし、音声受信が不安定な場合には、上記2)③及び④と同様な対応を行う。

令和3年2月25日

第10回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会 持ち回り審議  
(R3.2.5 資料送付・2.25 決定事項の報告)  
審議事項の概要

1 審議事項

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会におけるウェブ会議のガイドラインの策定

フォローアップ委員会並びにその下部組織の2つの検討会について、ウェブ会議による開催が必要となったことから、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る持ち回り審議のガイドライン(第4回フォローアップ委員会(平成30年9月23日開催)で承認)並びに総務省第41回情報通信審議会総会(令和元年8月29日開催)の「Web 会議システムを利用した会議への出席について」を参考に本ガイドライン案を作成し、審議した。

令和3年1月31日開催の地下水・雨水対策等検討会で試行し、改善点等について意見を頂いた。その際に要請のあった関係者の複数箇所での傍聴・発言について配慮するとともに、説明資料の映像提示等についても運用時に対応することとした。

第1回の意見聴取で頂いた意見を基に「ウェブ会議での具体的対応」も作成、審議し、ガイドラインと合わせて修正の上、了承された。